

教育委員会会議録要旨 (令和2年第12回)

| | | |
|-----|-------|---|
| 定例会 | 日 時 | 令和2年7月1日(水) 午後2時00分 |
| | 場 所 | 明石市役所分庁舎 4階教育委員会室 |
| 出席者 | 委 員 | 清 重 隆 信 教 育 長 伊 賀 文 計 委 員 栗 岡 誠 司 委 員 川 本 まり子 委 員 柏 木 輝 恵 委 員 |
| | 事 務 局 | 北條局長 村田次長(管理担当) 福本次長(指導担当) 市川次長(給食担当)兼学校給食課長 廣岡次長(情報担当)兼情報化担当課長 寺田総務課長 今村学校管理課長 金井学校教育課長 森本児童生徒支援課長 池田青少年教育課長 前薊明石商業高等学校事務局長 山下中学校給食担当課長 三ノ浦総務課企画総務係長 |

○次 第

○議案

議案第 31 号 明石市立学校通学区域審議会に諮問すること

○その他

1. 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について
(評価結果の協議)

開催

(清重教育長)

それでは、ただいまから、令和 2 年第 12 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、栗岡委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 30 号「明石市立学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱のこと」を審議し、原案どおり可決されています。ご確認ください。

それでは、本日の審議を始めます。

議案第 31 号「明石市立学校通学区域審議会に諮問すること」について、説明をお願いします。

(寺田課長)

議案第 31 号「明石市立学校通学区域審議会に諮問すること」について、ご説明させていただきます。

まず、本議案の提案理由でございますが、令和 3 年 4 月より、高丘東小学校、高丘西小学校及び高丘中学校の 3 校は、併設型の小中一貫教育校として特色のある教育を実施する予定であることから、すべての市民が、希望に応じて当該特色の中で児童・生徒を学ばせることが可能となるよう、従来の通学区域を残したまま市内どこからでも通学できる、通学区域特認校制度の導入について検討するため、明石市立学校通学区域審議会へ諮問しようとするものでございます。

次に、諮問の概要についてでございます。

「1 諮問事項」につきましては、高丘校区の通学区域について、「2

諮問する日」は、通学区域審議会を開催する本年 7 月 31 日を予定しております。

現在 2020 年度から 6 年後の 2026 年度までの児童生徒数及び学級数の将来推計についてですが、まず、高丘東小学校につきましては、現在把握している開発計画を加味した社会動態で見た場合、児童数は 2022 年度の 235 名を底に、以後増加する見込みとなっております。これに伴い、学級数も 2026 年度では 14 学級となり、以後も引き続き増加する見込みです。

ところが、高丘東小学校の保有教室数は 29 であり、2026 年度に予定される 14 学級の倍以上となっております。従って、2026 年度以降も継続して児童数が増加したとしても、余程のことがない限り、他校区から児童を受け入れることは可能であると考えております。

次に、高丘西小学校につきましては、児童数及び学級数は継続して減少し続け、2026 年度には 359 名、16 学級となります。

また、保有教室数は 26 であり、2026 年度時点で 10 教室の余裕があります。従いまして、児童が減少傾向であることも考慮すると、他校区からの児童受入れは可能であると考えております。

最後に、高丘中学校につきましては、高丘西小学校と同様、生徒数及び学級数は継続して減少し続け、2026 年度には 288 名、11 学級となります。

また、保有教室は 23 であり、2026 年度に予定される 11 学級の倍以上となっております。従いまして、こちらにつきましても、他校区からの生徒受入れは可能であると考えております。

以上のように、高丘東・高丘西小学校、高丘中学校のいずれも、施設的には余裕がありますことから、市内全域から一定程度、希望する

児童生徒を受け入れてもハード面からは大きな支障はないものと考えておるところでございます。

議案の説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

(清重教育長) 何かご意見やご質問はありますでしょうか。

(川本委員) 通学区域特認校制度を簡単に説明してください。

(寺田課長) 通学区域特認校制度というのは、一般に言われている学校選択制の一つになっております。

従来の中学校区をそのまま残したままで、その上に網をかぶせる状態でありまして、例を申し上げますと、高丘校区にお住いの方は、来年以降は小中一貫教育校の高丘中学校へ行きます。それとは別に、よその地区からも希望される方があれば通えるということで、地元の中学校という側面と小中一貫教育校という側面と、来年からは高丘中学校については二つの側面を持つということになります。

(川本委員) 国の制度の流れで、補助金が入るといったこともありますか。

(寺田課長) 特認校制度を取り入れることについての補助金はありません。

ただ、小中一貫教育校ということで、特色ある教育内容もありますので、その部分で例えば教員の加配や場合によっては補助メニューがあることもあると思います。

(栗岡委員) 通学区域はこれでいいと思いますが、例えばこれが小中一貫になって通学区域が拡大になります。小中一貫を特徴的にやろうということになれば、小学校で学習し、中学校へ入って行って9年間という流れだと思いますが、初期の頃には、例えば小中一貫になった初年度や2年目は、中学校1年生や2年生への編入は想定されていますか。

(福本次長) 初めての小中一貫教育校ということで、いろいろなケースを想定し

ております。

ご指摘のとおり、例えば小学校でも新1年生から入学ということも考えられますが、今のところ私どもの原案としましては、各学年ごとに定員を設けて入学していただくということを基本的に考えております。

(伊賀委員)

市内全体から通えるということですが、やはり東や西の方からは通にくいと思います。

そのあたりは何か考えておられますか。

(清重教育長)

小学校は4km範囲まではスクールバスの適用外になります。保護者の方の責任において、送り迎えをしていただくなりということになるかと思います。

特色ある学校を作りますので、明石市民全体に向けて開校ということですので。本来の通学区域の設定という概念とは違ってくると思います。そういう意味でも、高丘校区は比較的ハード面でも余裕があるということです。

校区 UNIT などで小中一貫としての経験を積み上げてきたという部分もある一方で、仮に受け入れたとしてもキャパシティに余裕があるという条件も考えてのことです。

(柏木委員)

校区外から通われる方は、山手小学校や大久保北中学校区から希望されるケースが多くなるのかなと思いますが、登校班などはどうされるのか、山手小学校区の子は高丘西や東にどのように分けられるのか、そのあたりをお聞かせください。

(福本次長)

山手小学校も、高丘西、東小学校ともに、集団登校は実施しておりません。個人で登校している状況でございます。

山手小学校区の児童が、高丘東小学校に行くのか、西小学校に行く

のかというのも、基本的には希望がどちらになるかということもありますし、あまり遠い通学区域というのも好ましくないと思いますので、希望や居住地などを勘案しながら決定していきたいと考えております。

(柏木委員) 山手小学校は今後、児童数は増加していくのでしょうか。

(寺田課長) 山手小学校の状況ですが、児童数は現状増加している方向ですが、今のところの将来推計によりますと、令和4年度にピークを迎え、その後は徐々に減少すると考えております。

(川本委員) 公共交通機関を使うと、高丘校区までどのくらい時間がかかりますか。

(福本次長) JR 大久保駅からバスで約 10 分くらいです。

高丘東小学校の場合は、高丘循環というバスで 10 分程度かかります。それも昼間は 30 分に 1 本くらい、朝は 15 分に 1 本くらいの間隔で出ております。

高丘西小学校と高丘中学校につきましては、同じく大久保駅からバスが出ていますが、もう少し本数も多くて、中央センターというバス停から 2 分くらいで行けますので、比較的バス便については便利かと思えます。

(川本委員) 私立の学校で遠距離通学をされている方もいると思いますので、そういうところも参考にされたらいいと思います。

(清重教育長) それでは、議案第 31 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(清重教育長) 議案第 31 号を承認いたします。

次に、その他事項 1「令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、本日はヒアリングを受けての評価

結果の協議です。

事務局より説明をお願いします。

(寺田課長)

「令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、ご説明させていただきます。

5月20日と6月3日の教育委員会議におきまして、教育委員の皆さまに行っていただきましたヒアリングの際のご意見を、「基本的な方策」の1から9まで順番に、それぞれ「(1) 所管課評価に対するご意見」「(2) 指標に対するご意見」「(3) 今後の方向性等に対するご意見」をまとめております。

これら、教育委員の皆さまにいただきましたご意見への対応ですが、「(1) 所管課評価に係るご意見」につきましては、ご意見の趣旨を踏まえまして、各課において所管課評価を修正しております。

また、「(2) 指標に係るご意見」あるいは「(3) 今後の方向性等に係るご意見」の内、現時点で修正が可能なものにつきましては、所管課評価の記載内容に反映しております。

現時点での修正が困難なものにつきましては、次年度の、予算編成やアクションプラン策定時に反映させていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、各方策に共通したご意見として、2点ございました。

所管課評価に対するご意見として、「令和元年度の実績内容を記載するだけでなく、その結果、どのような成果や課題があったかについても具体的に記載し、それを踏まえて次年度にどのような取組を行うかを記載して欲しい。」、指標に対するご意見として、「令和元年度末の現状値・目標値と令和2年度末の目標値を比較した場合、令和元年度の数値よりも令和2年度末の目標値が後退しているものがいくつか

見受けられる。アクションプラン作成段階で精査する必要があったのではないか。」といったものがございました。

これらへの対応につきましては、評価シート全体に影響があることから、この場では逐一ご説明するのは省略させていただきますが、出来る限り、各課において修正していただいております。申し訳ございませんが、後ほどご確認いただければと思います。

ここからは、まず初めに「所管課評価に対するご意見」とそれを受けた修正等について、「基本的な方策 1」から順に、「所管課評価」の資料と合わせてご説明いたします。

まず、「基本的な方策 1 確かな学力の育成」です。

ご意見としましては、「「確かな学力」の項目であるので、「学力の三要素」に関する記述があつてしかるべきではないか。」「学力の育成において最も重要となるのは「授業」である。「めあて」の設定や「振り返り」の実施などの取組内容も記載されているが、「授業」に関してもっと記述すべきである。」がございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の 6 行目を、「繰り返し学習の時間を確保したことで、児童生徒の学力の底上げが見られた。今後、その知識・技能を活用へとつながるような授業改善が必要である。」、また 12 行目を、「令和 2 年度は、新学習指導要領が小学校で実施となり、校内研修だけでなく、各教科担当者会も活性化させ、市教育委員会とともに授業改善を進める。」と修正しております。

また、「今後の方向性等に対するご意見」に、「令和元年度より全幼稚園で 3 歳児保育が始まったことに伴い、課題の把握と整理が必要である。」とございます。

これを受けまして、こども育成室の所管課評価の最後の 2 つの段落

を、「3歳児保育全園実施に際し、3年計画で全園3歳児保育の研究保育を実施し、講師より具体的な指導を受けながら、3歳児の発達を踏まえた保育の在り方を研究している。初年度は、初めて3歳児を担当する職員の戸惑いや疑問に講師の具体的な対応策が示されることで、目の前の子どもたちと向き合う視点が明確化された。令和2年度も引き続き研究保育を実施していく。初めて3歳児保育を経験する担任の参考資料となるよう3年計画で取り組んだ3歳児保育の成果と課題を令和3年度中にまとめる。

令和元年度からすべての幼稚園で3歳児保育が実施された。3歳児保育導入に際し、市で3歳児参考カリキュラムを作成し、各園で、3歳児のカリキュラムの検証をすすめながら自園ならではの特色を反映したカリキュラムに変更している。」と修正しております。

次に、「基本的な方策2 豊かな心の育成」です。

ご意見としましては、「「特別の教科 道徳」について、教科となる前後での子どもたちの変容や先生方の意識変化など、具体的な成果を記載して欲しい。」がございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の中ほど、2段落目を、「令和元年度、道徳教育については、「特別の教科 道徳」の導入に対応した研修会や研究会を通して授業実践や教材研究についての取組を中心に進めた。その結果、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりについて、担当者会を中心に具体的に考え合うことができた。しかし、道徳科の授業改善のみで、児童生徒の道徳性を育ていくことは難しいことから、年間カリキュラムを通して道徳的価値に対する意識をつないでいくことで道徳性をさらに高めていくことが課題である。令和2年度は、各学校が全教職員で計画的・意図的に道徳

性を高めていくために、各校で別葉の作成の仕方を丁寧に指導する。そして、別葉の積極的な活用を促していくことで、道徳性を育んでいくための意図的な指導を展開できるようにしていく。」と修正しております。

また、「今後の方向性等に対するご意見」に、「幼稚園教諭や保育士を対象とした「あかし保育絵本土」について、もっと積極的に取り組み、認定者を増やすべきではないか。」「次代の親育成（未来のパパママ事業）」について、令和元年度の年間物品貸出が 2 件というのは少ない印象を受ける。原因を分析し、改善が必要ではないか。」とございます。

これを受けまして、本のまち推進室の所管課評価の第 2 段落の最後に、「令和 2 年度以降については、受講者の増加につなげるため、実施方法などの見直しを図り、養成講座の更なる活性化に努めていく。」を追加しております。

また、明石こどもセンターの所管課評価を、「次代の親育成（未来のパパママ事業）」については、各学校において、生命の尊さや家族の大切さへの理解を深める学習が実施されているところである。令和元年度は、授業を実施する学校からの希望により、物品（赤ちゃん人形、妊婦体験ジャケット等）の貸出 2 件を実施した。引き続き、生命の尊さや家族の大切さへの理解が深まるよう取り組んでいく。」と修正しております。

次に、「基本的な方策 3 健やかな体の育成」です。

こちらにつきましては、「所管課評価に対するご意見」は特にございませんでしたが、「今後の方向性等に対するご意見」に、「子どもたちががんについて正しい知識を持つことは大変重要なことであるの

で、小学校などでがんについて、研修や講演を行う機会を設けて欲しい。」とございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の最後を、「令和元年度は、小学校での具体例をもとに「がん教育」に関する講演会を実施し、「がんについての基本的知識」や「がん治療の現状」など実践的な知識の習得を行った。令和2年度は外部指導者と連携しながら、小学校でがん教育の授業を実践するなど、学校保健会と教育委員会が連携して取組を進めていく。」と修正しております。

また、同じく「今後の方向性等に対するご意見」には、「学校給食における地産地消はとても重要なことであるから、小学校、中学校ともに地産地消率の上昇に向けた取組を引き続き進めていただきたい。」とございました。

これを受けまして、学校給食課の所管課評価、最後の段落を、「兵庫県産の食材をより多く取り入れた献立を提供する日を設定するほか、明石産についても米や野菜などの農産品や、たこ・海苔などの水産品の提供に努めた結果、昨年度より地産地消率が上昇し、概ね目標を達成することができた。」と修正しております。

「基本的な方策4 安全・安心の学習環境」ですが、こちらにつきましては、「所管課評価に対するご意見」は特にございませんでした。

次に「基本的な方策5 一人ひとりに応じた教育」です。

ご意見としましては、「小学校1年生における30人学級についてだけでなく、小学校2～6年生の児童に対する具体的な取組内容や効果等をしっかり記載すべきではないか。」「兵庫型教科担任制」の実施についても、記載してはどうか。」がございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の1行目を、「小学校1

年生における30人学級編制など」とした上で、第2段落の中ほどに、「県教育委員会の新学習システムにより数学と英語で少人数指導を行っている成果として、生徒のつまずきを教師が見取りやすくなり、個の課題に応じたきめ細かな指導が可能となった。一方、課題としては2つのグループに分けることで生じる進度の差や評価テストの問題の在り方が挙げられる。よって、今後は2つのグループを指導する教員間での情報交換を定期的に行うよう促すとともに、評価テストの問題が一方の生徒にだけ有利に働くことがないように心がけることを指導していく。」と追加しております。

次に「基本的な方策6 教職員の資質・指導力の向上」です。

ご意見としましては、「領域別指導力向上実技研修会」の具体的な内容についても記載してはどうか。」がございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の最後の段落を、「体力、運動能力向上に向けた研修会として「短距離走における疾走動作の習得をめざした指導について」～50m走タイムの向上に向けて～を当初の計画どおり実施できた。今後は、特に若手教師の指導力向上を図るために、体育実技（ダンス）やリズムジャンプトレーニングなどの研修の充実を図っていく。」と修正しております。

また、「所管課評価に対するご意見」として、「新型コロナウイルスの影響を踏まえ、休校や教職員の在宅勤務を想定した研修についても記載してはどうか。」あるいは、「今後の方向性等に対するご意見」として、「動画配信等を含む研修において、講師と受講生の双方向の時間を設けたり、受講生が考える時間を設けたりするなどの工夫を行うことで、受講生の主体的かつ能動的な研修を実現し、理解度を深めてもらいたい。」「新型コロナウイルスの影響により今後も集合研修が

できないことを想定し、ウェブ会議アプリの活用によるオンラインの双方向の研修の導入についても調査・研究を進めてほしい。」がございました。

これを受けまして、あかし教育研修センターの所管課評価の最後の段落、中ほど以下を、「令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染状況や拡大防止対応を見極めながらの実施となるため、主催研修や講師派遣の回数は減少することとなるが、動画配信や講師との遠隔研修等の新しい実施方法を工夫することで受講機会の確保や研修の効率化を図ることにより、一研修当たりの参加者数を増加させるとともに、働き方改革につなげていく。」と修正しております。

さらに、「今後の方向性等に対するご意見」に、「聴講型の研修においても受講生の理解度が深まることを目的に、受講生が問題意識を持って研修に参加するような働きかけが必要である。」とございました。

これを受けまして、あかし教育研修センターに係る記述を「交流型の研修については、意欲的で理解度が高い一方、講義を受けるような聴講型の研修については、自己評価による理解度が伸びないものもあった。今後の研修の実施にあたっては、講師との双方向やグループ協議など工夫するとともに、事前学習等によるレディネス形成や研修後の振り返り等による学びの整理を引き続き行う。」と修正しております。

次に「基本的な方策 7 子ども・家庭への支援」です。

ご意見としましては、「明石こどもセンターと教育部門との連携に係る取組について、令和元年度の具体的な取組内容や評価などを記載すべきではないか。」、「要保護児童対策地域協議会（ケース会議）の成果について記載してはどうか。」、「幼稚園・保育所」と記載の部分

について、認定こども園も対象に含むものについては、「就学前施設」等の表現に改めて欲しい。」がございました。

これを受けまして、明石こどもセンターの所管課評価の2段落目以降を、「学校園（保幼小中高）訪問や相互の定期的な各ケースの情報共有、生徒指導担当者会での情報交換、児童生徒支援課（SC・SSW）との連携を図りながら様々なケースに迅速に対応することができた。虐待チェックリストを作成し、学校園で用いたことにより、学校園からの通告が10.9%と全国平均7%を上回っている。

今後、虐待通告後の流れやこどもセンターの役割などについて、各学校園に理解を一層深めてもらい、関係機関や地域とも強固に連携を図りながら児童の健全育成に尽力していく。」と修正しております。

次に「基本的な方策8 地域・家庭・学校の連携」です。

ご意見としましては、「すべての学校でオープンスクールを定期的に行っているとのことだが、保護者以外も参加していることを記載してはどうか。」「明石学講座」について、対象者などの具体的な内容を追記してはどうか。」がございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の4段落目を、「普段の授業や学校生活全般を参観してもらうことが目的であるが、「福祉スクール」や「ネットモラル研修」、「学校園を美しくする運動」等、保護者や地域関係者が参加できる行事を行う学校もある。継続的な取組によってオープンスクールについて多くの保護者や地域関係者に認知されるようになってきた。しかし、一方で来校する保護者や地域の方に重なりや偏りがあると思われる。今後は、学校運営協議会等の活用を促し、より幅広い保護者・地域関係者に来校してもらい、児童・生徒の様子を参観いただくとともに、学校の教育活動に興味関心を高

めてもらえるようにする。」と修正・追加しております。

また、明石商業高等学校事務局の所管課評価を、「ふるさと教育の推進としては、令和元年度はホームルーム活動で本校の全 1・2 年生を対象に「明石学講座」をクラス毎に実施した。この取組を行うことで、生徒が明石を知るとともに、明石の良さを再認識し愛着を深めることにつなげることができた。令和 2 年度以降は 1・2 年生に実施した初級編、中級編に加え、3 年生を対象に上級編を実施し、3 年間のまとめとして自ら調べ発表の機会を作るとともに、市外から通う生徒も含め明石に興味を持ってもらう機会としていく。」と修正しております。

さらに、「今後の方向性等に対するご意見」に、「市民参加講座の内容充実努めるとともに、より積極的に広報して欲しい。」とございます。

これを受けまして、明石商業高等学校事務局の所管課評価、第 2 段落に、「また、地域の親子とともに地域の食材を使い料理を作る活動なども実施した。これらの取組により生徒の「伝える力」や「コミュニケーション力」の向上につながったとともに、地域の人々の良さを学ぶ機会となった。令和 2 年度以降も、社会情勢に注視しながら、生徒が地域の人々を学ぶ機会としてこれらの取組を実施するとともに、取組の周知を図り、地域に本校を知ってもらう機会につなげ、市民と学校の交流の促進を図っていく。」を追加しております。

最後に、「基本的な方策 9 社会情勢の変化への対応」ですが、こちらにつきましては、「所管課評価に対するご意見」は特にございませんでしたが、「今後の方向性等に対するご意見」として、「選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことから、生徒に対する主権者教育に

について記載すべきである。」とございました。

これを受けまして、学校教育課の所管課評価の第4段落、「今日的な課題教育」について記載している部分の後半を、「また、主権者教育では、選挙管理委員会事務局と連携した明石市「選挙啓発セミナー」「模擬選挙（投票）」を中学校1校で実施し、生徒が選挙を身近に感じることとともに、政治への関心を高めることができた。」と修正しております。

以上、所管課評価につきまして、いただきましたご意見に基づき修正しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、指標に対するご意見、今後の方向性等に対するご意見につきましては、後ほどご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(清重教育長) ただいまの、所管課評価の修正について、何かご意見やご質問などはありませんか。

(川本委員) 未来のパパママ事業のところで、貸出件数が2件ということでしたが、貸出がないところはどのような取組をされているのかお聞きしたいです。

(寺田課長) 未来のパパママ事業を所管している課の者が出席しておりませんので、所管課にご意見をお伝えいたします。

(川本委員) ふれあいキッズという取組があったと思いますが、全ての園という書き方をされていました。これは幼稚園と二見こども園でされていることですので、正確に書いていただきたいと思います。

(清重教育長) それでは、方策1～9の(2)指標に対する意見、(3)今後の方向性等に対する意見について、順次内容を確認していきます。

まず、方策1～4の(2)指標に対する意見、(3)今後の方向性等に対

する意見について、事務局より説明をお願いします。

(寺田課長)

それでは、続きまして「指標に対するご意見」及び「今後の方向性等に対するご意見」についてご説明させていただきます。

これからご説明するご意見は、現時点での修正が困難なものでございますことから、報告書に「教育委員意見」として無記名で掲載しますとともに、来年度のアクションプラン策定に際し、具体的な取組や数値目標の検討に反映させてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、基本的な方策 1 から 4 と、5 から 9 までの 2 回に分けて説明させていただきます。

まず、「基本的な方策 1」ですが、こちらでは、指標に対するご意見はございませんでした。

また、今後の方向性等に対するご意見として、「「わくわく地域未来塾」について、現行の小学校 3 年生だけでなく、対象学年を広げること、子どもたちの学習意欲及び学力向上の推進を図ってはどうか。」あるいは、「授業における ICT 機器の活用が注目されていることから、今後も積極的に活用していくべきである。」がございました。

次に、「基本的な方策 2」ですが、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見として、「物品貸出や講師派遣の依頼が少ない中で、「次代の親育成（未来のパパママ事業）」の所管課が明石こどもセンターのままで良いのか。また、子育て支援室等との連携についても検討する必要があるのではないか。」がございました。

次に、「基本的な方策 3」ですが、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見として、「今回の新型コロナウイルス感染症禍を教訓に、感染症や災害等で学校が臨時休業となった場合の給食の食材について、コストや環境問題等にも配慮しつつ活用方法を検討して欲しい。」がございました。

次に、「基本的な方策 4」でございますが、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見としましては、「GIGA スクール構想が進められているが、学校の教員の中には、ICT が得意な人もいれば、苦手な人もいますので、教員向けの研修を充実させる必要がある。」、「現在、国において「9 月入学」が取り沙汰されている。通常より多くの子どもが入学してきた場合、現在の保有教室内で対応できるのかどうか、予め検証しておく必要がある。」がございました。

以上、方策 1～4 につきまして、いただいたご意見をまとめております。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

(清重教育長)

それではここまでで、何かご意見やご質問などはありませんか。

無いようですので、次に、方策 5～9 の(2)指標に対する意見、(3)今後の方向性等に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

(寺田課長)

引き続き、「基本的な方策 5」でございますが、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見としましては、「就園相談を希望する保護者の増加に伴い、今後、個別指導（通級指導）を必要とする園児も増加すると思われる。引き続き手厚い支援をお願いしたい。」、「明石養護学校のセンター的機能をさらに充実させて欲しい。」、「「つくしの部屋」「ことばの部屋」といった教育相談・指導の対象を幼稚園だ

けでなく、就学前の子ども全体に広げて欲しい。」がございました。

次に、「基本的な方策6」でございますが、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見として、「中核市移行を機に教職員研修が本市に移譲されたが、市独自の創意工夫による研修内容の充実を、教職員の働き方改革とも並行しながらさらに進めてほしい。」がございました。

次に、「基本的な方策7」でございますが、こちらも、指標に対するご意見はございませんでした。

今後の方向性等に対するご意見として、「放課後児童クラブにおける指導体制の充実に向け、引き続き指導員不足の解消に取り組むとともに、処遇改善などに取り組んでいることを広くPRしてもらいたい。」がございました。

「基本的な方策8」での、指標に対するご意見として、「すぐメールの登録割合の向上に取り組むとともに、登録のない家庭に対しても漏れなく同様の情報が提供できるような体制整備に努めてほしい。」がございました。

また、今後の方向性等に対するご意見としましては、「新型コロナウイルスの影響により目標としてきた大会が中止となった部活動の部員に対し、心のケアに努めてほしい。」、「小学校社会科副読本「わたしたちの明石」について、地産地消の取組を進めている学校給食とも連携できれば、副読本と給食が相まってさらに生きた教材となるのではないか。」がございました。

次に、「基本的な方策9」でございますが、指標に対するご意見はございませんでした。

また、今後の方向性等に対するご意見につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

以上、方策 5～9 につきまして、いただいたご意見をまとめております。ご確認のほど、よろしく願いいたします。

(清重教育長) それでは後半部分について、何かご意見やご質問などはありませんか。

(川本委員) すぐメールの登録割合について、登録されていない方の割合は高いのでしょうか。そして、登録されていない方にはどういった方法で伝えているのでしょうか。

(池田課長) すぐメールについてですが、今年コロナの関係で再度学校に調査をさせていただきました。

点検評価の実績としましては、昨年度の実績として 93%という数字が出ておりましたが、実際に確認をさせていただきましたところ、システムの関係で保護者の数をカウントしていますが、1 人の保護者に複数の児童生徒がいれば、母数としては児童数で見ているので、当然割合は低くなってしまいます。

28 小学校に確認したところ、多いところで 2～3 人が登録されていないということで、ほとんどの学校ではすぐメールの登録がされているという確認は出来ております。

来年度のアクションプランの数字については、見直していきたいと考えております。

それから、すぐメールに登録されていない方への対応ということで、学校でも該当の方は把握できていますので、電話等で対応を図っているというところがございます。

(栗岡委員) 主権者教育のところですが、中学校では選挙啓発セミナーと連携し

ていることでもあります。明石商業高校ではあまりされていなかったということがありました。今後はいかがですか。

やはり商業高校でやっていただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょう。

(前菌事務局長)

明石商業高校では主権者教育をすでにやっております。

基本的な方策 9 の所管課評価に、「令和元年度、3 年生全員に主権者教育講座を実施した。」と記載しております。

数年前から実施しております。年によって小中学校と同じように選挙管理委員会の方に来ていただいて、模擬選挙をしたり、昨年度は明石商業高校の先生が講師となって、主権者教育を実施したところがございます。

(柏木委員)

基本的な方策 8 の意見で、「新型コロナウイルスの影響でいろいろな大会が中止になったので、生徒たちの心のケアに努めてほしい」というのは、急ぐことだと思いますので、次年度の予算やアクションプランにというよりは、今年度の取組などで対応していただきたいと思いました。

(金井課長)

新型コロナウイルスの影響によって、市の中学校総体が中止になりました。中体連と市教委で調整をして、7 月 25 日、26 日、8 月 1 日、2 日を主に、コロナ対策、熱中症対策を講じながら、種目別で実施することが決定いたしました。

(前菌事務局長)

部活動の大会の中止につきましては、代替大会が様々な競技で実施されるところでございます。

心のケアにつきましては、本校におりますスクールカウンセラーが対応していくとともに、顧問が休校中であっても部員に連絡を取る等の形で、心のケアに努めております。

(清重教育長)

心のケアについては、学校再開時に、児童生徒支援課の指導主事やスクールカウンセラーが相談対応をしていただいています。長い期間休みがあったものですから、情緒不安定になったりして、その部分でスタートダッシュの時期に子どもたちの様子をよく見ていただくようにしています。

それでは、本日の協議結果をもとに、事務局で報告書としてまとめていただきますので、よろしく申し上げます。

(寺田課長)

本日いただいたご意見は、改めて反映できるものは再度修正をさせていただきますと思います。

この場でいただいたご意見以外にも追加でご意見がございましたら、1週間を目途にお知らせください。

最終取りまとめた報告書については、議会に提出する資料となりますので、改めて教育委員会で提示させていただきたいと考えております。

(清重教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第12回定例会を終了いたします。

(15:05 閉会)